解決事項ノ一日ノ労働時間（契約ニヨルモノ）超過シ稼動シ
タルトキハ増歩金ヲ支給ス（従来ノ時間外労働ヲ五十一支ニ対シ調査百四円二十銭支給スルコトヽナル）
二、賄ハ現在ノ儘トシ改悪セヽ且ツ配給品ハ公平ニスルコト
三、労賃ハ土工夫ノ労働能力ニ應シ一日一円ヨリ一円五十銭迄ノ範囲内ニ等差ヲ附シ支給スルコト

（協調會勞働課）